



11・12月は、県内一斉の滞納整理強化月間です

税金の納付は納期限内に！



それぞれの税には、納期限が定められています。延滞金や差押えが発生しないよう、期日を守って納付しましょう！

納税は国民の義務です

納税は国民の三大義務の一つです。納められた税金は、福祉や医療、教育、道路・河川・公共施設整備及び維持管理、そのほか各種行政サービスを行うために使われます。

市税を滞納すると、納期限内に納めている大多数の人の公平性を欠くこととなります。また、市の財政が圧迫され、道路整備や教育などの財源を確保できなくなり、行政サービスが低下します。

税金を納めず放置する...

滞納期間や税額によつては延滞金が発生し、本来納めるべき税額より多く納めることになります。

また、納期限までに納付せず、督促にも応じない場合、市は滞納処分を執行します。勤務先や金融機関などを調査し、給与・預貯金・生命保険などの債権、不動産・自動車などの財産を差し押さえます。



滞納から滞納処分までの流れ

①督促状の発送

納期限を過ぎても納付していない場合、督促状を送付します。

※督促状の発送日から10日が過ぎると、財産を差し押さえられる可能性があります。

②財産の差押え

調査して判明した財産(給与・預貯金・生命保険・売却金・賃料などの債権や不動産、自動車など)を差し押さえます。

③換価・配当

差し押さえた財産は「取立」や「公売」により換価(換金)し、滞納金(市税、延滞金など)に充てます。



災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない理由により納期限までに納付できない場合は、早めに収納課または特別債権回収室へご相談ください。

問合せ

収納課 ☎(55) 2730 ☎(55) 2771 FAX(55) 0063
収納課特別債権回収室 ☎(55) 2914
E za-syunoun@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



あなたが輝く場所、ここにあるかも！

富士市シルバー人材センター

働くことは、社会とつながること。健康や新たな学びなどを得て、自分を輝かせてみませんか。

シルバー人材センターとは？

豊富な知識・経験・技能を持つ高齢者が、仕事や社会奉仕活動などを通じて、生きがいのある生活を送り、自身の能力を生かして活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とする団体です。

健康で働く機会が欲しいという会員に、臨時的かつ短期的または軽易で、高齢者に向けた安全な仕事を紹介しています。

さらに、ボランティア活動など社会貢献に役立つ事業を行っています。

基本理念

働くことは、社会とつながること。収入を得るだけでなく、健康や新たな学び、生きがいを得る貴重な機会でもあります。

シルバー人材センターは、会員による自主的・主体的な運営のもと、一人一人が豊かな経験と知識を生かし、お互いに協力しながら、仕事を開拓して働くことを理念としています。

入会するには？

おおむね60歳以上の市民で、健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同する人は、だれでも入会することができます。

原則、毎月第2・4水曜日に開催している入会説明会に参加してください。

まずは、直接シルバー人材センターにお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

☎(53) 1150
FAX(53) 1151

自分に合った働き方。好きなことを仕事にできて楽しいです！

いつも子どもたちにパワーをもらっています！



▲未就園児の一時預かりで活躍する会員

問合せ

商業労政課
☎(55) 2778 FAX(55) 2671
E sy-yougyou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

